

次世代育成支援対策推進法に基づく
熊本県社会福祉事業団一般事業主行動計画

当事業団では、子育てを行う職員をはじめ、すべての職員が心身の健康及び仕事と生活のバランスを保つために、働きやすい環境を整えることによって、その能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定します。

1 計画期間

令和3年9月1日～令和8年8月31日（5年間）

2 目標と対策

(1) 年次有給休暇の取得の促進

〈対策〉計画的な業務実施により月に1日以上取得するよう努める。

〈実施〉令和3年9月1日～

(2) 時間外勤務の縮減

〈対策〉各施設の状況に応じ、計画的な業務実施や定期的にノー残業デーを設けるなど、時間外勤務を削減する。

〈実施〉令和3年9月1日～

(3) 育児休業等の取得の推進

〈対策〉職員に対し、就業規則に定める産前産後休暇、育児時間、育児休業、育児休業等に関する規程に定める育児短時間勤務及び子の看護休暇、雇用保険法に基づく育児休業給付等の制度を周知し、利用促進を図る。

〈実施〉令和3年9月1日～

(4) 不妊治療と仕事の両立を支援する風土づくり

〈対策〉不妊治療に対する職員の意識啓発及び助成制度の周知に努めるとともに、治療について相談しやすい風土と時間単位や半日単位の取得も含めて年次有給休暇を取得しやすい職場づくりに努める。

〈実施〉令和3年9月1日～

(5) 働き続けられる職場環境づくり

〈対策〉ハラスメントのない職場づくりに努めるとともに、職員のメンタルチェックの実施や嘱託産業医の導入等による職員の健康管理・相談体制の充実を図る。

また、病気や傷害等の療養のために休業した職員が可能な限り引き続き就業できるよう、職場に復帰するための支援制度を設ける。

〈実施〉令和3年度中に検討開始

令和4年度中の導入を目指す

(6) 職場体験等の受入れの促進

〈対策〉地域の学校、専門学校、大学等と連携し、職場体験学習やインターンシップの受入れを業務に支障のない範囲で積極的に推進する。

〈実施〉令和3年9月1日～